

経営者のための法律相談Q&A その27

下請法の概要

1 はじめに

世間では様々な法律セミナーなるものが開催されていますが、経営者の方々に特に人気なのが、下請法に関するセミナーのようです。下請法は親事業者であるか下請事業者であるかに関係なく、多くの経営者にとって注意を払わなければならない取引ルールですので、当然と言えば当然なのかもしれません。

そこで、今回は下請法の概要についてご説明したいと思います。

2 下請法の適用対象

下請法の適用対象については、資本金と取引内容の両面から定められています。取引内容としては①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託が対象とされ、自社の資本金が3億円超の場合、資本金3億円以下の会社等との取引において下請法が適用されます。また、自社の資本金が1000万円超以上3億円以下の場合、資本金1000万円以下の会社

等との取引において下請法が適用されます（ただし、取引内容③④のうち一部取引については3億円ではなく5000万円が基準となります）。

3 禁止行為

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、下請法は各種行為を禁止しています。これは、たとえ下請事業者の了解を得ていたとしても、また、親事業者が下請法に違反するという認識がなかったとしても許されないもので注意が必要です。

代表的な禁止行為は次のとおりです。

① 受領拒否

下請事業者に責任がないにもかかわらず、親事業者が給付された物の受領を拒むことは許されません。実際の違反事例としては、在庫調整のためや他社からの納品で不要になったことを理由とする拒否、親事業者の受注ミスを理由とする拒否などがあります。

② 返品禁止

受領拒否同様に、下請事業者に

責任がないにもかかわらず、親事業者が返品をすることも禁止されています。また、給付内容が注文と異なる場合や物品に汚損破損がある場合のように、一見下請業者

に責任が認められるような場合であっても、法が下請業者への交付を要求する発注書面の記載が不明確な場合や、検査基準を恣意的に厳しくして汚損や破損がありとする場合にはやはり返品は禁止されます。

③ 買ったたき

下請法の違反行為の中で最も多いケースがこの買ったたきです。

買ったたきの要件は、(1)発注した内容と同種の給付内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を、(2)不当に定めることとされています。

事例としては、親事業者が景況悪化のために一時的に下請代金の引き下げたところ、後に収益が回復したにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく下請代金を据え置いた事例や、単価の決定にあたり、下請業者に1

個、5個、10個製作する場合の見積書を提出させた上、10個製作する場合の単価で1個発注した事例などがあります。

買ったたきに該当するかどうかは、代金の決定にあたり下請事業者と十分な協議を行ったかどうかといった対価の決定方法や通常の対価との乖離状況、当該給付に必要な原材料の価格動向などの様々な事情を考慮して判断されることになります。したがって、下請代金の額の決定にあたっては、下請事業者の事情を十分に考慮して、協議を尽くすことが大切です。

4 罰則

違反行為に対しては、原状回復に関する勧告とともに、違反事実の概要や会社名の公表がなされることとなります。（本稿担当）中岡 正薫

弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0015
東広島市西条栄町10番27号

栄町ビル5階

☎ 493-71100 FAX 493-7101

弁護士 福田浩・今田健太郎東広島担当・上楢裕章・
谷脇裕子東広島担当・中岡正薫大橋真人